

国自技第93号
平成15年7月31日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
技術企画課長

平成15年10月1日以降の継続検査時に行う重量緩和セミトレーラの自動車検査証への基準最大積載量及び基準車両総重量の記載に係る諸元の計測について

平素は、国土交通行政に対するご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緩和項目が保安基準第4条の規定又は同第4条及び第4条の2の規定に限られるセミトレーラ（重量緩和セミトレーラ）については、「分割可能な貨物を輸送する場合の基準緩和セミトレーラの取扱いについて（依命通達）」（平成14年6月21日 国自技第34号）により、分割可能な貨物を輸送する場合における車両総重量及び最大積載量を自動車検査証に新たに記載することによって、分割可能な貨物の輸送を認めることとしたところです。

このため、基準緩和の期限を付された重量緩和セミトレーラについては、平成14年10月1日以降の継続の基準緩和認定に合わせて、自動車検査証にこの記載を行っています。

基準緩和の期限を付されていない重量緩和セミトレーラについても、平成15年10月1日以降、初回の継続検査の際に、自動車検査証に職権によりこの記載を行うこととしていますが、この車両総重量及び最大積載量の算定には車両の諸元が必要となります。

つきましては、現車を提示しない指定整備扱いの車両については、これらの基準最大積載量及び基準車両総重量の算定に係る資料として、別添の測定表に数値を記載の上、継続検査申請時に提出していただきますようご協力をお願いするとともに、傘下会員に対し協力依頼をお願いします。